3. 医療費の助成(給付)について

1） 重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障がいのある方に対し、保険診療の医療費本人支払い分の全額、または一部を助成します。
（入院中の食事代および保険のきかない費用は除く。）
《対象》
・身体障害者手帳 1 から 2 級の方または 3 級の内部障がいのある方
・知能指数(IQ)がおおむね 35 以下等の知的障がいのある方
・精神福祉手帳 1 級の方（入院除く）
《手続きに必要なもの》
身体障害者手帳（又は療育手帳、国民年金証書等）、健康保険証、印鑑

【担当】洞爺湖町役場 住民課 国保医療グループ 電話 74-3002